

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第30条の4の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和7年10月16日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達件名

(単価契約) 京都市上下水道施設の電力調達及び太陽光発電設備導入事業 (PPA)

(2) 特質、予定使用電力量等

入札説明書及び要求水準書（以下「入札説明書等」という。）のとおり

(3) 契約（供給）期間

ア 京都市上下水道施設の電力調達

令和8年4月1日午前0時から令和11年3月31日午後12時まで

イ 太陽光発電設備導入事業 (PPA)

契約締結日から令和31年3月31日まで（ただし、太陽光発電開始後20年間）

(4) 需要施設

ア 京都市上下水道施設の電力調達

(ア) 京都市上下水道局水道部蹴上浄水場

(イ) 京都市上下水道局水道部松ヶ崎浄水場

(ウ) 京都市上下水道局水道部新山科浄水場

(エ) 京都市上下水道局水道部山ノ内ポンプ場

(オ) 京都市上下水道局水道部洛西中継ポンプ場

(カ) 京都市上下水道局水道部上高野ポンプ場

(キ) 京都市上下水道局水道部洛西配水場

(ク) 京都市上下水道局水道部藤尾ポンプ場

(ケ) 京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター

(コ) 京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター吉祥院支所

(サ) 京都市上下水道局下水道部伏見水環境保全センター

(シ) 京都市上下水道局下水道部石田水環境保全センター

(ス) 京都市上下水道局下水道部京北浄化センター

イ 太陽光発電設備導入事業（P P A）

(ア) 京都市上下水道局水道部新山科浄水場

(イ) 京都市上下水道局下水道部伏見水環境保全センター

(5) 需要施設の業種及び用途

官公署（水道施設及び下水道施設）

(6) 総合評価方式

本件入札は総合評価方式により行う。その概要は5において示す。

なお、詳細については、「落札者決定基準 京都市上下水道施設の電力調達及び太陽光発電設備導入事業（P P A）」（以下「落札者決定基準」という。）において示す。

2 参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者で、競争入札の参加資格があると認められた者とする。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）の前日において、京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第6条に規定する一般競争入札有資格者名簿（物品）に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で、令和6年8月26日付け京都市上下水道局告示第26号及び令和7年9月2日付け京都市上下水道局告示第24号に定める資格の申請を行い、開札のときまでに告示に定める資格（以下「特定競争入札参加資格」という。）を有すると認められた者のいずれかであること。
- (2) 申請日から参加資格確認の日までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。
- (3) 電気事業法第2条第1項第3号の規定により小売電気事業の登録を受けた者であること。
- (4) 1(4)アに掲げる需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保していること。
- (5) 入札に参加しようとする電気事業者が、電力の供給約款を定めている場合は、その供給約款が、供給約款を定めていない場合は、電力の供給条件が、一般送配電事業者（入札の対象施設が供給区域内にあるものに限る。）の電気供給条件（特別高圧・高

庄) に準じた内容のものであること。

- (6) 平成 22 年度以降、国、地方公共団体、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人、地方公社、地方独立行政法人、又は公立大学法人等において、太陽光発電設備 (PPA 事業含む。) を元請けとして受注し、パワーコンディショナー容量 150kW 以上の履行実績があること。
- (7) 以下のア、イのいずれかに該当する者であること。
- ア (ア)、(イ)の全てに該当する者
- (ア) 令和 7 年 10 月 28 日 (火) 午後 5 時までに、京都市環境政策局地球温暖化対策室に「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出し、かつ、参加資格の確認の日までに「京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準」を満たしていると認められた者
- (イ) 再生可能エネルギー (再生可能エネルギー源 (エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第 2 条第 3 項に規定する再生可能エネルギー源をいう。) を利用して得ることができるエネルギーをいう。) 比率 100% 電気 (京都市地球温暖化対策条例施行規則第 4 条に規定される再生可能エネルギー電気としての価値が付与された電気を含む。) を予定使用電力量の 35% 以上を供給できる者
- イ 再生可能エネルギー比率 100% 電気の料金メニューで契約する者 (以下「再生可能エネルギー比率 100% 電気の料金メニューで契約する者」という。)。
- (8) 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者が、本件入札に参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。

3 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書等の交付方法

- (1) 交付場所及び問合せ先

〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉢立町 11 番地 3

京都市上下水道局総合庁舎 2 階

京都市上下水道局総務部契約会計課 (以下「契約会計課」という。)

(電話 075-672-7726 FAX 075-682-0286)

ホームページアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000058459.html>

(2) 交付期間

この公告の日から令和7年11月11日（火）まで（京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付するほか、(1)のホームページにも掲載する。

4 入札方式及び競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 入札方式

入札は、次のア、イ又はウのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したＩＣカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札しようとする者を「インターネット利用者」という。）

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていなければならない。

イ 入札端末機利用者カード（規程第8条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、契約会計課に設置する入札端末機（規程第8条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札しようとする者を「端末機利用者」という。）

ウ 書留郵便により入札書を送付する方法（以下この方法により入札しようとする者を「郵便利用者」という。）

(2) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格について審査を受けることとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 提出書類

- (ア) 2(3)から(6)までに掲げる条件に関する書類等
- (イ) 2(7)に掲げる条件に関する書類（要件を満たす再生可能エネルギーを供給することが確認できる資料（指定様式「特定電源割当の予定について」）を提出すること。また、「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出する場合については、京都市環境政策局地球温暖化対策室に1部提出すること。提出方法等の詳細については同室の指示に従うこと。）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市環境政策局地球温暖化対策室

電話 075-222-4555

- (ウ) 返信用封筒（郵便利用者のみ）

(3) 申請書類の提出方法

(1)の入札方式の別により、以下のとおり申請書類を提出すること。

ア インターネット利用者は、電子入札システムから必要事項を入力し、申請書類を送信すること。申請書類はワード、エクセル（Office 2016 で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Acrobat Reader DC で扱えること。）にして添付すること。なお、添付できない申請書類がある場合は、(2)アのみ京都市電子入札システムに送信し、(2)ア以外の申請書類は3(1)の場所に持参、又は書留郵便を到着させること。

イ 端末機利用者及び郵便利用者は、3(1)の場所へ持参し、又は書留郵便を到着させること。

ウ 提出期限

この公告の日から令和7年11月11日（火）（休日を除く。）午前9時から午後5時まで（ただし、持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）とする。

(4) 参加資格の確認の通知等

ア 申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、令和7年11月18日（火）までに、インターネット利用者は確認結果を電子メールで送信するので、京都市電子入札システムにより確認すること。また、端末機利用者及び郵便利用者には一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

イ 申請日において、特定競争入札参加資格を有していたと認められる登録事業者以外の者が、アに定める日の前日までに告示に定める資格の審査の申請を行っていた場合において、アに定める日現在において告示に定める資格の審査が継続している

ときは、その者が開札の時までに告示に定める資格を有していると認められることを条件として、入札することができる。

(5) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、令和7年11月20日（木）午後5時までに、3(1)の場所に提出することとする。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、令和7年11月25日（火）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(6) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までに、規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ 5(1)の技術資料について、落札者決定基準に示す欠格事項に該当する場合のほか、必要事項等について記載漏れのないものを提出しなかったとき。

なお、技術資料を提出しなかった場合には、参加資格の取消しと併せて、本件入札の無断欠席扱いとし、競争入札参加停止措置を行う。

エ アからウに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

オ その他管理者が特に入札に参加させることが不適当であると認めたとき。

(7) 入札説明書等に対する質問及び回答期限

入札説明書等に関する質問がある場合には、「仕様書等に関する質問について」（別紙1及び2）（様式指定。エクセル（Office2016で扱えること。）のまま添付すること。）を電子メール（メールアドレス s.yodo@suido.city.kyoto.lg.jp）により、下記の提出期限までに提出すること。

また、電子メール送信後、必ず電話で契約会計課（075-672-7726）に

電子メールの到達確認の連絡をすること。

やむを得ず、電子メールを使用できない場合は、持参又はFAX（075-682-0286）での質問を受け付ける。口頭での質問は受け付けないが、入札手続等の事務的な事項に関する質問についてはこの限りでない。

ア 提出期限

令和7年10月28日（火）午後5時まで（持参する場合は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）

イ 回答の公表期限

令和7年11月6日（木）まで

ウ 回答方法

回答書を3(1)のホームページにおいて閲覧できるようにする。

エ 注意事項

以下のいずれかに該当する場合は、回答すべき質問として取り扱わないこととする。

(ア) 質問の締切を過ぎてから契約会計課に到達したもの

(イ) 指定した様式を用いていないもの

(ウ) 質問内容が具体的でないものその他質問内容が特定できないもの

(エ) 質問内容が読み取れないもの

(オ) 当該入札に直接関係のないもの

(カ) 前各号に掲げるもののほか、大量又は繰返し電子メール、FAXを送信し正常な公務執行を妨げるなど、適正な質問として取り扱わないことが適当であるもの

(8) 現場確認

技術資料を作成するに当たって、現場確認が必要な場合は、以下のとおりとする。

希望者は、現場確認申請書に必要事項を記入のうえ、下記メールアドレスに電子メールにて提出すること。個別の現場確認の日時等は、希望者と調整のうえ後日当局より指定する。

なお、現場確認時において、要求水準書等に関する質疑及び意見は一切受け付けない。

ア 現場確認申請書受付期間

令和7年10月16日（木）から10月22日（水）まで

イ 受付方法

上記期間に、電子メールによる申請のみ受け付ける。

なお、申請の受付は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。

ウ 現場確認期間及び時間

令和7年10月23日（木）、24日（金）、27日（月）

午前9時から午前11時30分までの間及び午後1時30分から午後4時30分までの間

エ 現場確認場所

(ア) 新山科浄水場（京都市山科区勧修寺丸山町1番地）

(イ) 伏見水環境保全センター（京都市伏見区横大路千両松町255番地）

なお、本件に関する現場への問い合わせ等は行わないこと。

オ 現場確認申請書提出先

メールアドレス：s.gikan@suido.city.kyoto.lg.jp

京都市上下水道局技術監理室監理課（太田、小井） 075-672-7729

なお、電子メールの件名は【現場確認に関する申請】とすること。

5 総合評価の手続

本件入札における総合評価は次の手続により行う。

(1) 技術資料の提出

技術資料については、令和7年11月26日（水）までに、3(1)の場所に紙媒体、電子媒体でそれぞれ1部提出すること（受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。また、必要事項等の記載漏れがないようすること。

なお、技術資料を郵送する場合は書留郵便とし、令和7年11月26日（水）午後5時までに3(1)の場所に必着させること。

(2) ヒアリングの実施

提出された技術資料の内容に関するヒアリングを実施することがある。ヒアリングの方法は別途通知する。

なお、特別な理由なくヒアリングに応じられない場合は、入札参加資格を取り消すものとする。

(3) 技術資料の評価

落札者決定基準に定めるところにより総合的に評価する。

6 入札期間及び開札日時

(1) 入札期間

ア インターネット利用者は、令和7年12月18日（木）、19日（金）及び22日（月）の午前9時から午後5時まで。

イ 端末機利用者は、令和7年12月18日（木）、19日（金）及び22日（月）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 郵便利用者は、令和7年12月22日（月）午後5時までに、3(1)の場所に必着させること。

(2) 予定価格（消費税及び地方消費税を含まない。）

5,462,133,000円

施設ごとの予定価格は以下のとおり。

ア 京都市上下水道局水道部蹴上浄水場 296,499,000円

イ 京都市上下水道局水道部松ヶ崎浄水場 573,864,000円

ウ 京都市上下水道局水道部新山科浄水場 235,815,000円

エ 京都市上下水道局水道部山ノ内ポンプ場 155,673,000円

オ 京都市上下水道局水道部洛西中継ポンプ場 104,991,000円

カ 京都市上下水道局水道部上高野ポンプ場 66,048,000円

キ 京都市上下水道局水道部洛西配水場 55,986,000円

ク 京都市上下水道局水道部藤尾ポンプ場 17,538,000円

ケ 京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター

2,703,006,000円

コ 京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター吉祥院支所

316,041,000円

サ 京都市上下水道局下水道部伏見水環境保全センター

486,687,000円

シ 京都市上下水道局下水道部石田水環境保全センター

438,228,000円

ス 京都市上下水道局下水道部京北浄化センター 11,757,000円

(3) 開札日時

令和7年12月23日（火）午前9時から開札し、落札者を決定する。

なお、落札者に対しては、落札結果をインターネット利用者には電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信し、端末機利用者及び郵便利用者には電話により通知する。

(4) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、上下水道局ホームページにおいて公表し、併せて3(1)の場所で閲覧に供する。

(5) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者とならなかつた者は、落札決定日の翌日から2日（日数の計算に当たつては、休日を除く。）以内に、その理由について説明を求めることができる。回答は、口頭又は書面（請求が書面によるもので書面による通知を請求したものである場合に限る。）により行う。

7 入札方法等

- (1) 契約の締結は、1(4)ア、イの需要施設ごとに単価契約を行う。なお、太陽光発電設備導入事業（P P A）に係る契約については、基本契約を締結し、太陽光発電設備設置完了後に単価契約を締結するものとする。
- (2) 入札に当たつては、1(4)アの需要施設ごとに基本料金、月別の電力量料金などの単価を設定することを条件とする。

また、燃料費調整単価、市場価格調整単価については、令和7年8月時点の単価を使用すること。ただし、再生可能エネルギー発電促進賦課金及びアンシリーサービス料金については、含めないものとする。

なお、国等における電気料金の負担軽減策が講じられ、本契約が適用対象となる場合は、当該負担軽減策に基づく値引き前の金額で入札を行い、実際の料金請求時に値引きを行うこと。

- (3) 入札書に入力又は記載する金額（以下「入札金額」という。）は、上記単価、契約

期間等に基づいて算定した 1(4)アの需要施設ごとの電気料金の総額を合計した金額（太陽光発電設備導入事業（PPA）に係る料金については、全ての期間において、不使用として入札金額を算定すること。）とする。

各需要施設の電気料金の総額を合計した金額は、電力の供給に必要な一切の諸費用を含めるものとし、各需要施設の供給条件に基づき、「積算内訳表」を用いて算定するものとする。「積算内訳表」については、封入、封かんのうえ、封筒表面には入札件名及び開札日を記載し、3(1)の場所に設置する「入札資料提出ポスト」に入札期間内に投函すること。ただし、インターネット利用者については、電子入札システムによる入札の際に電子データで添付することも可とする。

(4) 落札の決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約（供給）期間に係る総額として見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力又は記載すること。

(5) 契約の締結は、(2)に定める各税抜単価に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）により、単価契約を行う。消費税法等の改正等によって消費税等の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続きを行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

また、積算に用いた単価及び算出式については、契約期間適用するものとする。

なお、契約後の燃料費調整単価、市場価格調整単価については、令和7年12月時点の電気供給条件に準ずる約款で、契約期間は適用すること。

(6) 入札の前に入札参加者の数及び商号（法人にあっては名称）の公表は行わない。

(7) 参加資格確認後、参加資格があると本市が認めた者が辞退する場合、入札書の提出前に限り、辞退することができる。インターネット利用者及び端末機利用者は入札期間に「辞退」と必ず入力し、送信すること。郵便利用者は「辞退届」を書留郵便で、上記6(1)の期間までに3(1)の場所に必着させること。辞退の入力又は届出が無い場合は無断欠席とみなし、入札参加資格停止等の措置を行う。

ただし、本件入札においては、一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格が認められた者は、原則として有効な入札を行うこと。

8 落札者の決定方法

落札者決定基準に定めるところにより、評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、各施設ごとの入札価格が6(2)に記載する予定価格の範囲内でなければならぬい。

9 入札の無効

規程第12条各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認めた者が行った入札は、無効とする。

10 契約の締結日及び予算不成立の場合の無効

- (1) 京都市上下水道施設の電力調達について、契約日は令和8年4月1日とする。太陽光発電設備導入事業（P P A）について、基本契約については落札者決定後、電力供給契約は太陽光発電設備設置完了後に締結する。
- (2) 京都市上下水道施設の電力調達に係る予算が成立しないときは、当該調達に係る契約は締結しない。この場合において、当該調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を京都市に請求することはできない。

11 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 詳細は、入札説明書等による。
- (6) 本公告に関する問合せ先は、3(1)に掲げる場所とする。
- (7) 登録業者以外の者が落札者となったときは、契約の締結時に京都市暴力団排除条例施行規則第7条に規定する誓約書を提出すること。なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。

- (8) 落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。
- (9) 受注者は、SDGsをはじめとする持続可能な社会を構築する取組の重要性を理解し、取り組みに努めるものとし、契約後2か月以内にその旨を宣言する文書を提出すること。

上記の文書の詳細（SDGsをはじめとする「持続可能な社会」の実現へ！）について掲載しているホームページのアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000319861.html>

- (10) 受注者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、契約期間中又は契約期間終了後速やかに書面で提出しなければならない。
- (11) 本件入札に係る公告、要求水準書等に変更があった場合又は本件入札に関して補足事項がある場合は、契約会計課のホームページに、本件入札の入札情報に付してお知らせを掲載する。このお知らせの掲載は、入札期間初日の3開庁日前までに行う。

上記のお知らせを掲載するホームページのアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000058459.html>

- (12) 本公告及び要求水準書に定めのない事項については、京都市上下水道局契約規程その他本市が定める条例、規則、要綱等のほか関係法令によるものとする。
- (13) 本契約は、地方自治法第234条の3（長期継続契約）の適用を受けるものであり、当局は、翌年度以降において当該賃借料に係る歳出予算の減額又は削除があった場合はこの契約を解除することができる。また、当局がこの契約を解除した場合において、契約者は、当局が翌年度以降に支払いを予定していた賃借料を請求することはできない。

12 Summary

- (1) Contract item up for tender:

Kyoto City Waterworks and Sewerage Bureau Electricity Procurement and Solar Power Generation System Installation Project (PPA)

- (2) Time-limit for the submission of application form and relevant documents for the qualification : 5:00p.m. 11 November, 2025

- (3) Time-limit of tenders : 5:00p.m. 22 December, 2025

(4) Contact point for notice:

Contract and Accounts Section, General Affairs Department, Kyoto City Water Supply and Sewerage Bureau

11-3, Hokotate-cho, Kami-Toba, Minami-ku, Kyoto City, 601-8116, Japan

Phone 075-672-7726 Fax 075-682-0286

(上下水道局総務部契約会計課)